

衆議院 内閣委員会 議 録 第 四 号

令和二年十一月十八日(水曜日)

午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 木原 誠二君

理事 平 将明君 理事 富岡 勉君

理事 中山 展宏君 理事 藤原 崇君

理事 松本 剛明君 理事 今井 雅人君

理事 後藤 祐一君 理事 濱村 進君

理事 安藤 裕君 理事 井上 貴博君

岡下 昌平君 金子 俊平君

神田 憲次君 菅家 一郎君

木村 哲也君 小寺 裕雄君

杉田 水脈君 高木 啓君

出畑 実君 永岡 桂子君

長尾 敬君 西田 昭二君

深澤 陽一君 牧原 秀樹君

松本 洋平君 宮崎 政久君

築 和生君 吉川 越君

和田 義明君 大河原雅子君

大西 健介君 玄葉光一郎君

森田 俊和君 森山 浩行君

柚木 道義君 吉田 統彦君

早稲田夕季君 江田 康幸君

古屋 範子君 塩川 鉄也君

足立 康史君 浅野 哲君

国務大臣 (国家公務員制度担当)

河野 太郎君

総務副大臣

熊田 裕通君

国土交通副大臣

大西 英男君

内閣府大臣政務官

岡下 昌平君

内閣府大臣政務官

和田 義明君

内閣府大臣政務官

吉川 越君

法務大臣政務官

小野田紀美君

政府特別補佐人 (人事院総裁)

一宮なほみ君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

江口 純一君

政府参考人 (内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

山下 哲夫君

政府参考人 (内閣官房内閣人事局人事政策統括官)

堀江 宏之君

政府参考人 (人事院事務局給与局長)

松尾恵美子君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

茨木 秀行君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)

阿部 知明君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)

馬場竹次郎君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)

志村 幸久君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)

長橋 和久君

政府参考人 (国土交通省水管理・国土保全局次長)

塩見 英之君

政府参考人 (海上保安庁総務部長)

宮澤 康一君

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官)

岩元 達弘君

内閣委員会専門員

笠井 真一君

委員の異動 十一月十八日

辞任

補欠選任

池田 佳隆君

菅家 一郎君

本田 太郎君

木村 哲也君

牧島かれん君

井上 貴博君

松本 洋平君

出畑 実君

岸本 周平君

浅野 哲君

同日

辞任

補欠選任

井上 貴博君

牧島かれん君

菅家 一郎君

築 和生君

木村 哲也君

深澤 陽一君

出畑 実君

松本 洋平君

浅野 哲君

岸本 周平君

同日

辞任

補欠選任

深澤 陽一君

本田 太郎君

築 和生君

池田 佳隆君

同日

十一月十八日

日本学術会議会員候補者の任命拒否等に関する陳情書外七件(宮崎市旭一の八の四五 成見暁子外七名)(第一〇八号)

靖国神社秋祭例大祭での首相・閣僚・衆議院議長の本陣奉納に抗議することに関する陳情書(東京都西東京市柳沢二の一一の一三 星出卓也)(第一〇九号)

同日

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(北海道議会)(第二二五三号)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書(埼玉県北本市議会)(第二二五四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○木原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官江口純一君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官山下哲夫君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官堀江宏之君、人事院事務局給与局長松尾恵美子君、内閣府大臣官房審議官茨木秀行君、総務省大臣官房審議官阿部知明君、総務省大臣官房審議官馬場竹次郎君、厚生労働省大臣官房審議官志村幸久君、国土交通省大臣官房審議官長橋和久君、国土交通省水管理・国土保全局次長塩見英之君、海上保安庁総務部長宮澤康一君及び防衛省大臣官房審議官岩元達弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木原委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤(裕)委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。

時間がありませんので、早速質問に入らせていただきます。

まず、確認ですけれども、人事院勧告、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○安藤裕君 人事院勧告は、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○岡下大臣政務官 今、行政改革のお話をされましたけれども、公平公正に、誠実に対応してまいりる所存でございます。

○足立委員 だから、岡下さんというのは二重人格で、政府に入るとうそをつかないけれども、地元では……(発言する者あり)

○木原委員 足立君に申し上げます。適切な言葉をお使いただくようにお願いいたします。

○足立委員 うそをついたんですよ。だって、大阪ではうそをついたんですよ。だから、一議員としてはうそをついているんですよ。筆頭が何か怒っていらつしやるんですよ。だって、うそだということをはきよう証明されたじゃない。じゃ、後でまた。

○木原委員 質問を続けてください。

○足立委員 また理事会で議論をさせていたたいらいいと思うけれども、岡下政務官は、一議員としては何でもやるんですよ。でも、政府に入ったら、やらない、やらないといつて答弁しない。だから、私は、こういう公党の国会議員がこういうことをやっているようでは、憲法改正の国民投票が公平な形で、正しい形で国民投票を実施することはままならないと思っております。

私は、きょう、岡下さんが……(発言する者あり)いや、私の考えだよ。だって、私の考えを言う場じゃないんですか。

○木原委員 不規則発言は控えてください。質問者は、質問をしつかり行ってください。

○足立委員 いや、自民党は本当は、まあいいや、やめておこう。

とにかく、私たちは、憲法改正の国民投票のことを思えば、今回のことは検証しておかないといけないと思っております。公党の国会議員が、政府を離れば、デマを拡散すること、ちゅうちゅうを許していたら、日本の公党、自民党なんかは、それは表ではいいことを言うけれども、裏ではむちゃくちゃやるということになりますよ。

それも、そこで大阪で岡下さんたちがやったことは、共産党と立憲民主党がやっていることと全く一緒ですから。

だから、私たちは、今回の住民投票、重く受けとめますが……(発言する者あり)野党が怒っていますね、自民党と一緒にするな。今回の住民投票は、結果は厳密に受けとめるが、憲法改正の国民投票のことも考え、これからも岡下政務官始め大阪自民党の不正については追及を続けることをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございます。(発言する者あり)

○木原委員 御静粛にお願いいたします。次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、また特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この法案については、さまざまな論点がございします。給与の水準、また民間との差の見直しの問題、また非常勤職員の処遇改善に向けた取組など、ほかにもさまざまございますけれども、これまでの議論も踏まえまして、今回は、非常勤職員の処遇に焦点を当てた質疑を中心に行わせていただきます。と思っております。

まず初めに、河野大臣に基本的な認識をお伺いしたいと思っております。働き方改革というのが現在全ての職場で進められております。当然、公務員の皆様もその対象となっております。当然、働き方改革も、この働き方改革は、民間の皆さんも今一生懸命取り組まれておりますが、公務員における働き方改革も重要な取組の項目だと認識をしております。まさに公務員の皆さんが率先して働き方を改革し、それを民間に広めていく、よりよい方向を展開していく、こういうことがあるべき姿だと思っておりますが、まず、この点に

関しての大臣の基本的見解をお伺いしたいと思います。お伺いします。

○河野国務大臣 働き方改革というのは、官民ともに大事なことでおっしゃいます。プライベートライフ、あるいは家庭と仕事と両立できる、あるいはどの職場であってもやりがいを持って仕事に取り組みることができる、これは非常に重要なことだと思っております。

○浅野委員 公務員においても、民間と同様に重要であるということだと認識をいたしました。

その上で、次の質問、ちょっと通告の順番を交えて質問をさせていただきます。問の五とこのところを書いてあるものを質問させていただきます。

昨年、当時の武田大臣は、国会におきまして、全ての非常勤職員の期末・勤勉手当の支給、常勤職員と同様の給与法改正に伴う基本給改定がなされることを目標に取り組みというふうに明確に答弁をしておられました。

それから一年が経過しているわけですが、それでも、本来であれば、この一年の間に何らかの進捗があつてしかるべきだということも思っております。その状況について内閣人事局から御答弁をいただきたいと思っております。加えて、既に全ての非常勤職員に適用されているという理解でよいのかどうか、この点についても御答弁をお願いいたします。

○堀江政府参考人 御指摘の武田大臣の御答弁を受けて、令和元年十一月に、内閣人事局から各府省に対して、各府省で申し合わせたことに基づきましてその趣旨が徹底されるよう、具体的には、期末・勤勉手当の支給、あるいは基本給の改定などについて改めて要請をしたところでございます。

その現状につきましては、今後、期末・勤勉手当の支給に係る各府省の取組状況について確認をしたいというふうに思っております。その結果も踏まえまして、必要に応じてさらなる働きかけをしてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。この点に関してなんですが、令和二年度における

人事管理運営方針という資料の中には、やはり「至ての非常勤職員に対する特別給の支給及び遅くとも改正給与法施行の翌月からの基本給の改定がなされることを目標に取り組み」というような記載もございします。

要請をしたということで、これから確認をするということなんですが、こういった職員への処遇に関することを、この一年で要請しかしていかない、これから確認をしますというの、いささかスピード感がないのではないかと、うろたふうに感じるところもあるんですけど、その点に

関して、もし追加の御説明をいただけたらと思っております。

○堀江政府参考人 さかのぼってちょっと御説明させていただきますと、平成二十九年度における人事管理運営方針というのを私も定めております。その中で、国家公務員の非常勤職員に関する実態調査、あるいは民間における同一労働同一賃金の実現に向けた取組を踏まえながら、関係機関と連携して処遇改善について検討を進めるということを決めております。

実態をいたしましては、平成二十八年、その運営方針の策定にさかのぼる二十八年度の実態調査では、期末・勤勉手当の支給状況、常勤職員と類似の職務を行っている非常勤につきましては、全体で二割から三割程度の支給状況でございました。このため、二十九年度の五月に、運営方針を踏まえまして、各府省申合せをいたしました。その結果といたしまして、令和元年にまとめたところでございまして、期末・勤勉手当の支給状況は九割を超えるような状況まで来ております。

そういった意味で、先ほど改めて確認と申し上げましたのは、つまり、既に九割を超える状況には来ておりますけれども、その後のさらなる進展がどうであるかということについて確認をしたいということを申し上げたものでございします。

○浅野委員 ありがとうございます。私の手元にも、平成三十年十月に行われた国家公務員の非常勤職員の処遇に関する調査結果というものが、いただいております。これを

見ますと、今の答弁の内容のように、九割以上の方に支給がされているという実態を確認することができるとは、事処遇というものに対しては、九割だから大丈夫とか、二割三割から九割に改善しているから順調だなどという評価ではだめだと思ふんですね。やはり一〇〇%、完全なる目標達成というところに強くこだわっていたのかなと、職員の方々のモチベーションはもとより、やはりそういったモチベーションの低下は組織的になりスクの要因にも、民間でもなり得るといふうに言われておりますから、ぜひさらなる確認と、ことしの、今度の確認においてはしっかりと徹底をいただきたいというふうに思います。

この調査なんです、追加でちょっと質問をさせていただきたいんですが、本来、これは毎年行うべきものというふうに感じるんですけれども、この平成三十年以降、直近の調査というものは行われていないでしょうか。

○堀江政府参考人 この調査につきましては、先ほど申し上げました二十九年度の申合せを踏まえまして、その申合せにおきましては、三十年度から段階的に処遇改善に取り組むということを決めております。その実施状況を把握したいということ、三十年度分について確認したものであります。

その後、状況に応じた確認等は、調査という名前は使っておりませんが、してありますし、それから、先ほど御答弁させていただきましたけれども、今年度の状況についても改めて確認をしたいというふうに考えております。

○浅野委員 今、調査という形では行っていないけれども、確認はしているという趣旨の答弁がありましたが、その確認内容というのは御提出はいただけませんか。また、今度の、行われる予定の確認内容についても同様に、できまじら、調査結果という形でしっかりとまとめていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○堀江政府参考人 先ほど私が申し上げました、

一度調査したのについて確認をしたということにつきまして、先生お持ちの数字と同じだと思ひますけれども、期末手当の支給が行われている者が九六・八%、勤勉手当の支給が行われている者が九五・一%。これは、当初調査の予定で出た数字を改めて実績として調査し直し、それを確認をしたという数字でございますので、今申し上げた数字が確認後の数字でございます。それから、今年度の状況につきましては、支給もこれからでございますので、今後、確認をして、また改めて整理したいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。やはり支給されているかどうかの調査も大事ですし、あとはそこに対して公平公正さというのをしっかりと確認もするの必要な措置だと思っております。

やはり、今、同一労働同一賃金というのが始まりまして、これからそういった処遇面での公平さ、公正さ、しっかりと客観的に、立ち上げ期だからこそ定期的な確認が必要だとも思っております。この調査内容や確認した内容の範囲内で結構なんです、国の非常勤職員の期末・勤勉手当の実態について、どの省庁がどの程度対応しているのか、その水準についてどのような把握をされているのかについて、御答弁できましたら、お願ひいたします。

○堀江政府参考人 国の非常勤職員につきましては、全体で約十五万六千人ほどいらっしゃると思います。その中で、いわゆる非常勤職員と同様の職務を行っている方、例えば、事務補助職員の方ですとか、あるいは勤務時間が同等程度である、あるいは勤務日数が週三日あるとか、そういったところに絞って調査をしております。

その結果をいたしまして、平成三十年の十月に一旦調査をしたものにつきまして、昨年の十月時点でもう一回確認をして、その数字をリバイスしております。その結果が、先ほど申し上げました平成三十年度の期末・勤勉手当、非常勤職員に類似している業務を行っている非常勤職員の期末・勤

勉手当については、期末手当九六・八%、勤勉手当九五・一%が支給されていることでございます。

○浅野委員 済みません、それは支給された割合です。九〇%という数字、今おっしゃっていた数字は、水準についてなのか、ちょっともう一度確認をさせていただきます。

○堀江政府参考人 これは、支給水準といえます。これは、支給があつたかどうかということ、支給の有無の率でございます。

○浅野委員 であれば、支給があつたかどうかも大事なんです、やはり処遇の内容が同一労働同一賃金の理念に見合う、公務員といつても幅広いと思うんですけれども、各省庁、そして、その職種によつてしっかりとその理念が達成されているかどうかというのを確認するためにも、その水準部分の確認も必要だというふうに思つての質問をさせていただきます。

○堀江政府参考人 現時点においては把握しておりません。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり非常勤職員の方とそれ以外の方の水準の差、また民間との差、あるいは省庁間の差、いろいろの差があると思うんですけれども、支給するというのは我々からしてみたら至極当たり前の話で、じゃ、具体的な中身としてどのくらいの水準なのかというところが同一労働同一賃金の肝になるところだと思ひますから、ぜひ、今後そういう調査も含めて取組を行っていただきたいということをお願いいたします。

○浅野委員 ありがとうございます。残り時間が少なくなつてまいりましたので、河野大臣にお伺ひをしたいと思います。

こういつた処遇にも予算が必要になりますけれども、今、人事局の方とのやりとりの中では、処遇の水準については十分な情報がないというような内容でありました。

ただ、今後、この非常勤職員に対する適切な処遇あるいは同一労働同一賃金の理念にかつた処遇の実現のためには、それに対してしかるべき予算の確保というのにも重要になってくると思ひます。

○河野国務大臣 例えは、非常勤職員の中には、労働時間が短い人もいらっしゃるわけですが、そうすると、そういう人に対する期末手当、勤勉手当をどのように支払つたらいいかというのは、これは人事院の方で何らかの考え方を示していただいて、それに基つて支払うということになるかと思ひますので、この非常勤職員の期末手当、勤勉手当につきましては、人事院が何らかの形で明確な考え方を示していただいて、各府省がそれに基づいて予算を要求をする、そういうことになろうかと思ひます。

おっしゃる通りに、予算の確保というのは、これは大事なことでございますから、人事院の考え方を踏まえた上で、内閣人事局としても、人事院と連携しながら、各府省に適切な予算要求をするように求めてまいりたいと思ひます。

○浅野委員 ありがとうございます。続いて、人事院の総裁にお伺ひしたいと思ひますけれども、今大臣もありませんように、基本的には、人事院の方で基本的な方針というのを決めていただくということがその前段のものとして必要なんだと思うんですけれども、やはり、きょう、この間質疑させていただいたように、非常勤職員と、それでない方々の処遇の差であつたり、あるいは民間との差であつたり、あるいは、短時

間勤務や週に数日しか出ない方々の処遇の内容について、民間企業では、例えば職能定義書ですとか、いろいろ、それぞれの働き方に応じて、それを評価する価値基準というようなものが既に整備されている場合が多いんですけども、やはり、今後、こういった判断基準、価値基準のさらなる深掘りも含めて、人事院が果たすべき役割は非常に大きいものがあると思います。

ましてや、テレワークですか、公務員の方も一部既に取り組まれていると思いますけれども、働く場所の変化、働く時間帯の変化、いろいろな変化が今起きていますし、人事院としてこのあたりにもどのように対応していくのか、そして、今、河野大臣がおっしゃったような人事院の責任を果たすために、どういった今基本的なお考えを持っているのかというのを確認させていただきたいと思えます。

○一宮政府特別補佐人 人事院といたしましては、国の非常勤職員の処遇について、非常に重要な課題であると認識しておりまして、これまでも取組をさまざま進めてきております。

具体的に、給与に関して言いますと、平成二十一年に、非常勤職員の給与に関する指針を発出し、この指針に基づいて、各府省において適正な給与の支払い、支給が行われるように必要な指導を行ってきております。

また、平成二十九年七月には、勤勉手当に相当する給与の支給に努めるということを追加するなどの指針の改正を行い、現在、これに基づく各府省の取組が進んでいるところでございます。

人事院としても、引き続き、今御指摘のあったような事項も含め、常勤職員の給与との権衡をより確保し得るように取り組んでまいる所存でございます。

○浅野委員 時間が参りました。これで質問を終わらせていただきますが、ぜひ、人事院総裁、今、コロナもありまして、大変公務員の皆さんも苦労を重ねています。河野大臣もそうなんですけれども、職場で頑張られている皆様に継続的な激

励のメッセージ、励ましの発信をいただきますように最後お願い申し上げます。私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○木原委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○木原委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、国家公務員一般職給与法案に対し、反対の討論を行います。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況が悪化するもと、政府が行った自粛要請と不十分な補償によって引き下げられた民間労働者の賃金に合わせて、国家公務員の期末手当を引き下げるものです。

この引下げは、厳しい人員体制のもとで、新型コロナウイルスや頻発する自然災害への対応など、市民の生命、暮らしを守るために奮闘する職員に冷や水を浴びせるものです。

人事院は、政府の責任やコロナの影響を一切考慮せず、民間準拠だけを理由に期末手当を引き下げる勧告を行いました。これは、国家公務員の労働基本権制約に対する代償措置としての役割を無視したもので許せません。本案は、国家公務員の生活給を保障せず、一方的に年収減を押しつけるものであり、反対です。

また、国家公務員の給与引下げにより、地方公務員、独立行政法人、国立大学法人、学校、病院等、約七十七万人の労働者に大きな影響を与えます。さらには民間事業者にも波及して、コロナによって冷え込んでいる経済に対し、国民の消費を一層冷え込ませ、負のスパイラルを生み出すものです。

内需拡大には全労働者の賃上げこそ必要であり、消費冷え込みに更に追い打ちをかける給与引

下げには反対です。

なお、特別職給与法案については、公務員の給与体系が内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、政務官といった幹部職に厚いことから、今回の特別職の給与引下げは当然であり、賛成とします。

最後に、政府が推し進める定員合理化計画の破綻は明らかです。今すぐ撤回し、定員管理の柔軟な運用で、国民の生命、暮らしを守るために必要な要員を確保する仕組みに改めることを求め、討論を終わります。

○木原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○木原委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木原委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木原委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時八分散会